

「めぐろ芸術文化振興プラン」改定素案について

1 背景と経過

目黒区芸術文化振興条例第4条に定める芸術文化振興のための計画として、平成17年1月に、「めぐろ芸術文化振興プラン」（以下「芸文プラン」という。）を策定し、芸術文化の振興に努めてきたが、芸文プランの計画期間は平成27年度末で終了することから、平成26年6月12日の政策決定会議において芸文プラン改定の考え方等について決定した。

このたび、芸文プランの改定に向けて設置した「目黒区芸術文化振興計画改定懇話会」の意見書及び平成26年度に実施した「芸術文化に関する意識調査」の調査結果を踏まえ、『めぐろ芸術文化振興プラン改定素案』を取りまとめた。

2 概要

(1) 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とし、概ね5年を目途に見直しの必要性を検討する。

(2) 主な内容

区民が普段から芸術文化に触れられ、自ら身近な芸術文化活動に関わり、芸術文化によるコミュニケーションが活発になることを目的とし「文化縁」の形成とその充実を図り、芸術文化の振興を図ることを目的とし、現況に即した新たな区の芸術文化振興プランを示す。

改定素案に係る主なポイントとしては、次のとおりである。

ア 3つの目標を設定し、相互に関わりを持って展開することにより芸術文化振興の目的を達成していく。

【目標1】芸術文化への多彩なアプローチづくり

区民が芸術文化活動を気軽に行い芸術文化を身近に感じられるように、従来までの学校教育、生涯学習や芸術文化施設を中心とした事業の展開に加え、放課後の子どもの活動や高齢者の集まりなどを視野に入れ、それぞれの地域の公共施設等を活用した芸術文化事業を推進していく。

【目標2】芸術文化活動への支援

地域の自主的な芸術文化活動を支援し、文化団体やボランティアの活動機会の充実を図るよう具体的な施策を推進していく。

区民一人一人が、世代や生活形態にかかわらず芸術文化に親しみ、生涯にわたって自ら芸術文化活動を楽しめるように、芸術文化活動の場の提供や自らが芸術文化活動を楽しむための取組みを支援するとともに、芸術文化施設の環境整備や利用サービスの向上に努める。

【目標3】 ネットワークの充実

区民が主体的に芸術文化活動を行う中で形成される、新しいコミュニケーションやネットワークである「文化縁」は、今後、国内外の都市や企業、団体、大学等との芸術文化交流を進める中でより多彩な展開が考えられる。

「文化縁」相互の連携を促進するとともに、多文化との共生や他分野、企業等との連携による新たな「文化縁」への発展、充実に努める。

イ 芸術文化振興に向けた施策の体系

施策の推進にあたり、目標を実現するためこれまでの9の施策の方向と58の推進方策（11の推進方策は再掲）を整理し、内容の見直しを行い、13の施策の方向と54の推進方策（再掲なし）を設定し、総合的かつ計画的な芸術文化の推進を図る。

※「別紙 新旧対照表」 参照

ウ 芸術文化振興プランの推進体制

芸術文化を所管とする部署のもと、学校教育や生涯学習、子育て、福祉部門など各部署が連携、協力していくことによって、積極的に芸術文化施策を展開し、区民要望に応え、「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現に取り組んでいくための体制を作っていく。

（3）現行の芸文プランからの主な変更点等

ア これまでの推進方策を評価し効果的な推進方策を継承する。

イ これまでの推進方策で実績の少なかったものについて効果的な取組み方法に見直した。

（ア）「芸術文化に関する情報提供体制の確立」

→現状の分析を追加。

（イ）「障害をもつ人ともたない人が参加する芸術文化活動の実施」

→コーディネーターの育成を盛り込む。

（ウ）「区内芸術文化施設連絡会（仮称）の検討」

→連絡組織のあり方の検討から設置に向けた検討に変更。

ウ 文化ホール、美術館での事業や活動を中心とした推進方策に加え、他の公共施設を視野に入れた、子どもの放課後や高齢者などの地域における芸術文化活動への支援を盛り込む。

3 今後のスケジュール

平成27年12月 5日 パブリックコメント
(～平成28年1月12日)

平成28年 2月 改定案の決定
3月 計画改定・公表

以 上

新旧対象表

